

平成 28 年度事業計画書

鳥取県立鹿野かちみ園
鳥取県立鹿野第二かちみ園

1 設置場所

- (1) 鳥取県立鹿野かちみ園 鳥取市鹿野町今市 1078 番地
(2) 鳥取県立鹿野第二かちみ園 鳥取市鹿野町寺内 102 番地

2 施設定員

(1) 鳥取県立鹿野かちみ園	(2) 鳥取県立鹿野第二かちみ園
① 生活介護 70 名	① 生活介護 70 名
② 施設入所支援 70 名	② 生活訓練 6 名
③ 短期入所 併設 2 名	③ 施設入所支援 70 名
	④ 短期入所 併設 3 名

3 管理運営の方針（管理運営の基本的な考え方）

- (1) 県立の障害者支援施設として、県、市町村、関連機関等と連携を取りながら、障がいの種別や障がいの程度を問わず、受入れ体制を整えることで、常に公平で平等なサービスを提供することに努める。
- (2) 鹿野かちみ園は「要介助高齢知的障がい者支援」、鹿野第二かちみ園は「強度行動障がい者支援」について、県下のモデル施設として、専門的支援のあり方等に関する研究及び実践を先導的に行う。また、両施設において、同じく県下のモデル施設として、在宅支援事業等に関する研究及び実践を先導的に行う。
- (3) 個別支援として、利用者の意思や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメント、プランニングを行い、その人に相応しい「日中活動支援（生活介護・生活訓練）」と家庭的な「入所支援」に繋げることで、利用者が日々満足して生活できるように努める。
- (4) 施設全体のサービスとして、サービスの自己評価を行うほか、利用者自治会や保護者会などをとおして、苦情、意見等を洗い出し、提供しているサービスを改善することで、より質の高い施設運営に努める。
- (5) 利用者の意思や適性に配慮しながら、専門的自立支援や体験入居・作業実習等による段階的移行支援を行った上で、様々な社会資源を利用して地域移行を推進するなど、その人に相応しい自立を目指す。
- (6) 「社会参加の機会の確保」及び「地域社会における共生」を念頭に、地域住民、ボランティア、実習生、見学者等を積極的に受け入れることで、障がいに対する理解や啓発を推進するとともに、安全に十分配慮しながら、積極的に地域の行事等に参加したり買い物等に出かける機会をつくることで、利用者の社会参加を促進する。
- また、鹿野町における福祉の町づくり、町おこしなどに積極的に参画し、地域貢献にも努める。
- (7) 鳥取県各種条例の遵守はもとより、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、利用者等の個人情報保護の徹底、施設の運営状況の情報公開など、関係法令を遵守し、公正で透明性の高い運営を行う。
- (8) 鳥取県版環境管理システムの活用や経営分析を行い、環境に配慮した施設運営と経費削減による効率的・安定的な施設運営に努める。

4 施設の効果を最大限に發揮するための対応

(1) 施設管理の基準等

ア 施設整備の維持管理の考え方

- 建物、設備の保全業務として専門業者や営繕担当職員による定期的及び日常的な保守点検を行い、必要に応じて速やかに改修等を行う。

また施設内安全衛生委員会により毎月 1 回建物・設備の全体的点検を行い、施設内の危険個所

等を改善することで、職員の労働環境はもとより利用者の生活環境の安全確保に努める。

- ・ 毎日清掃を行い、建物の清潔を保つことで、利用者に快適で衛生的な環境を提供する。
- ・ 利用者が制作した陶芸、絵画、生花等を園内に飾り、施設内アート化の推進に努め、より豊かな生活環境に繋げる。
- ・ 心身障害者損害保険の加入により、器物破損事故による経費の負担軽減を図る。

イ 外部委託の考え方

経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な下記の業務を外部委託する。

【外部委託項目】

業務委託名	契約業務内容	27年度委託業者	委託先選定方法	契約の有無	
				有無	方法
消防用設備点検	年2回 機器点検、総合点検	松谷ポンプ(株) (県内業者)	法人内他施設との共同入札(5社指名)	有	指名競争入札
自家用電気工作物保安点検	毎月1回点検	細田電気保安管理事務所 (県内業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
事業系一般廃棄物収集運搬業務	可燃ゴミ週3回 資源ゴミ毎月2回	(株)キヨウエイ (県内業者)	随意契約 ※1	有	随意契約
鼠、害虫防除作業	厨房内月1回	(株)ダスキン鳥取 (県内支店業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
建築設備保全・管理	I II期工事建設物を対象に年6回点検等(受水槽、温水ヒーター、各ポンプ設備等)	(株)北陽エンヂニア・サービス (県内業者)	5社以上指名による競争入札	有	指名競争入札
県有建物の定期点検	建築基準法第12条に基づく定期点検(建築物・設備)	3月に随意契約を実施予定	両施設の設計業者 ※2	有	随意契約
飲料自動販売機の設置	自動販売機の設置及び商品の補充、機械の保全修理等	ネオス(株) (県内支店業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約

※1 旧気高郡内許可業者が当該業者のみであるため随意契約とする。

※2 両施設の設計業者(白兎設計事務所)から見積徴取し随意契約する。

ウ 県内事業者への優先発注

工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達にあたっては、県内に本支店等を有する事業所を優先的に指名する。

(2) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・ 施設の防災計画(各種災害マニュアル)に基づき、利用者の安全を確保するために日頃から充分な防災対策を講ずるとともに、風水害等の自然災害や火災発生時に的確な対応が出来るよう関係機関、地域の自治会等との協力体制を確立し、避難、通報、消火訓練、消防設備の取り扱い等の訓練を実施する。なお、避難訓練等は年2回(夜間想定1回)以上実施する。
- ・ 夜間の保安管理業務を円滑に行うため、毎日両施設で1名の警備員を配置し、定期に施設内外を巡回することで、施錠や不審者の確認、利用者の夜間の出歩き等の早期発見と早期対処に努める。

なお、第二かちみ園においては、特に利用者の出歩きが頻回であるため、モニターを2か所設置し、職員の手薄な夜間は警備保障会社に連動させることで利用者の身の安全に万全を期す。

- ・ 利用者の安全を確保するため、施設内にリスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催する。

なお、日々ヒヤリハットの記録と検証に努め、事故の未然防止を図るとともに、発生した事故に対しては徹底した検証を行い、速やかに改善策を講じる。

- ・ 感染症や食中毒を予防するため、また、熱中症を予防するため、施設内に感染症委員会を設置し、そのつど予防対策を講じるとともに、研修会等を通じて職員、利用者に周知徹底を図る。
- ・ 不審者や不審物を発見した時の対応について、制定したマニュアルの内容を引き続き職員に周知徹底する。

イ 緊急時の体制・対応

- ・ 災害、重大な事故、利用者の行方不明、急病などの緊急時は、各種マニュアルや緊急連絡網により、職員はもとより地域や関係機関の協力を仰ぎ、迅速な対応をとるよう徹底する。
- ・ 利用者の不慮の事故等に備え、施設において損害賠償保険に加入し、被害者救済の適切な損害補償を行う。
- ・ 災害や重大な事故の発生により施設の建物及び設備に甚大な被害が生じた場合は、利用者の安全な生活及び施設サービスの縮小を最小限にとどめるため、事業継続計画（B C P）に基づき対応する。

(3) 利用者への支援方法

ア 適切な支援計画の作成・見直し及び説明方法

- ・ 利用者の意思や人権を尊重しながら、個々のニーズに基づく個別支援計画を6か月に1回以上作成（生活訓練は3か月に1回以上）し、それに基づいた適切な支援を実施するとともに、利用者の状態の変化に伴い随時個別支援計画の見直しを行う。
- ・ 個別支援計画は、サービス管理責任者があらかじめ本人、保護者からニーズ等を聞き取った上で原案を作成し、それをもって可能な限り本人、保護者、関係者同席のもと、ケア会議においてモニタリング等を実施したのち確定とする。

なお、実施の前に、利用者及び保護者に充分説明した上で、同意を得る。

また、実施にあたっては、日々のケース記録等に実施状況、実施結果等を残し、いつでも本人、保護者等に情報提供が出来るようにする。

- ・ 計画の見直しにあたっては、6か月に1回以上、または利用者の状況変化に応じて適宜モニタリングを行い、実施内容の検証等により支援内容の改善を行う。
- ・ 栄養ケア計画を作成し、栄養ケアマネジメントを実施する。栄養ケア計画については、概ね3か月を目途に、また、リスクのレベルや利用者の変化に応じ見直しを行う。

イ 基本的な生活習慣の確立及び社会参加等が可能となるような指導・訓練方法

①生活介護

- ・ 個別支援計画に基づき、食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等の基本的な日常生活動作の自立支援を目標に、個人の能力、障がい特性に沿った適切な支援と介助を行うとともに、創作活動、生産活動の機会を提供し、生活の質の向上に努める。
- ・ 社会生活上に必要となる習慣（身だしなみ・健康管理・金銭管理・交通、移動手段の活用など）を身につけることを目的として、社会生活力プログラムに沿った自立生活力を高める支援手法を必要に応じて組み入れることにより、地域移行等に繋げる。
- ・ 障がいが重くても地域生活を目標に、個々の障がいに応じたプログラムを取り入れ、社会生活に繋がる動作の達成を目標として支援に取り組む。
- ・ 入所利用者が家庭的で潤いのある生活が送れるよう、ユニットケアによる生活単位の小集団化を図り、個人の居所、役割（自己尊厳）が持てるよう、生きがいのある生活環境を提供する。

②生活訓練

- ・ 地域生活移行をひとつの具体的な目標として定め、自立した日常生活を営むために必要となる問題解決能力や日常生活動作のスキルアップを目指したプログラムを策定し、それに基づいた支援を提供する。

③日中活動

- ・ 利用者の自己決定、自己選択に基づいた日常生活を提供し、生産性や創作性の高い日中活動を提供することで、働くことの喜びや生き甲斐に繋げる。
- ・ 利用者自治会主催の行事や、レクレーション、居住ユニットなどでの喫茶、町内外出等を実

施し、休日等の余暇活動の充実と利用者の満足度を高めていく。

- ・ 日中活動の場所を施設外に拡充し、町内の空き家等の利用により地域の社会資源を有効活用し、地域住民とのふれあいの中で社会性を高める支援を行う。
- ・ 日々の生活の中に社会生活技能訓練を取り入れ、日常生活力を養う。
- ・ 手工芸や陶芸等の自主製品や農園芸の生産品等の即売を行い、地域との交流や利用者の自立と地域生活へ向けた生産活動支援を推進する。

ウ 相談及び援助の体制

- ・ 利用者が職員に相談しやすい環境つくりとして、支援員はユニットの固定配置として信頼関係を構築できるような体制をとるとともに、施設長やサービス管理責任者についても、いつでも相談できるような開かれた体制をとる。
- ・ 利用者、保護者の相談に対し誠意をもって対応し、利用者等相談者のおかれている状況や環境に充分配慮して、守秘義務遵守のもと必要な援助と適切な助言等を行う。
- ・ 利用者や保護者などの相談・援助に適切に対応できるよう受付担当者を配置し、必要に応じて、対話や電話での相談、家庭訪問、個別面談等を実施する。

エ 適切な入浴方法

- ・ 毎日入浴ができる体制をとり、やむを得ず入浴できないときは、清拭、足浴、衣類更衣を行う。
- ・ 心身の状況等により、介助を必要とする利用者は、福祉機器の導入等を検討し、支援員による適切な入浴介助を行い、清潔が保持出来るようにする。
- ・ 大浴場及び各ユニット配備のユニットバスは、利用者の希望等で選択して使用し、ゆったりとした入浴が行えるよう配慮する。
- ・ 機械浴槽の導入にあたり、入浴時間帯及び方法について、利用者サービスの向上に繋がるよう再度検討する。

[入浴時間帯]夜間入浴 …概ね 16：00 以降の時間帯で原則いつでも利用可

全面介助者	… 13：30～15：30 (ユニット浴室)
全面・一部介助者 (鹿野かちみ園)	… 15：30～17：00 (大浴室) … 18：30～19：30 (男性のみ大浴室)
(鹿野第二かちみ園)	… 13：30～17：30 (大浴室) … 16：00～17：00 (ユニット浴室)

オ 適切な食事の提供

- ・ 利用者の健康維持・食生活の向上を図るため、個別に栄養ケアマネジメントを実施する。栄養ケアマネジメントに基づき、個々の健康状態、嚥下機能状態、嗜好等に応じるため、治療食（減塩食、低脂肪食、糖尿食、透析食等）の提供、食形態（刻み食（一口大）、細刻み、ミニチ、粥食、なめらか食）の配慮、代替食の提供等を行う。

～なめらか食とは、食材毎にミキサーでかくはんしたものをゲル化剤（増粘安定剤）でゼリー状に固め、見た目も普通食と変わらないものに成形・盛り付けした嚥下障害食のひとつ。

手間暇はかかるが、利点として、食物がまとまっているので口の中でばらけにくく食べかすが残らない、舌と上あごでつぶすことができる、食物がべとつかずに飲み込みやすい、食材毎に成形し盛り付けているので見た目美しく何を食べているかが分かる 等が挙げられる。～

- ・ 利用者の食事サービス向上のため、嗜好調査や朝食選択を実施する。

また、利用者自治会や利用者参加の給食委員会、及び普段の食事場面において、利用者の食事に対する意見や要望を聞き取り、バランスよくメニューに反映させる。また、職員の業務向上においては調理部会を定期的（月1回）に行い、厨房職員間で情報を共有する機会を持つようにしている。

- ・ 食事は、厨房から温冷配膳車にて各ユニットリビングに配食し、少人数で落ち着いた雰囲気の中で食事が楽しめるよう配慮する。

なお、夕食時の炊飯は各ユニットで行い、お米をとぐ音やご飯の炊ける匂いを感じてもらったり、自分専用の食器や箸を使ってもらうことで、少しでも家庭の雰囲気を味わってもらうよう心掛ける。

- ・ 定期的に主食をユニットで調理する「ユニット調理」を行い、調理風景を楽しんでもらうとともに家庭的な雰囲気を味わってもらうひとときとする。

- ・ 栄養士は、食事の際には極力ユニットを見回り、利用者の食事の摂取状況を確認する。
- ・ 栄養士は、定期的にユニットにおいて利用者に対して栄養指導を行い、生活習慣病予防に努める。
- ・ 調理及び配膳にあたっては、食器その他の設備の衛生管理を適切に行う。
(おおよその食事時間) 朝食…7：30 昼食…12：00 夕食…18：00
- ・ 食事の材料には、できる限り県内で生産された農林水産物及び加工品を利用するよう地産地消に努める。

カ 健康管理

- ・ 常に利用者の健康管理に留意し、年2回以上定期健康診断を実施するとともに、その結果を家族等へ報告する。
- ・ 嘴託医及び協力医療機関を定め、入院治療等を必要とする際も利用者が円滑に療養できる体制を整えるとともに、施設近隣の医療機関との連携にも努めることにより、急病等の対応を速やかに行う。
- ・ 看護師（かかり園2名・第二かかり園1名、常勤）を配置し、日常の健康管理と必要な医療措置を行うとともに、嘱託医師（内科週1回・精神科月1回）の定期診察による身体的変化の早期発見、早期治療、保健衛生指導等を行い、病状等の変化などについては、保護者へその都度報告し、円滑な治療体制を築く。
- ・ 急病など緊急時については、医療マニュアルに基づいた対応を適宜行う。

キ レクリエーション行事等、社会生活上の便宜の供与の内容

- ・ 施設での生活を実りあるものにするため、カラオケ、DVD、ゲーム類を整え、レクリエーション活動を充実させるとともに、講師を招いてのレクリエーション（しゃんしゃん体操、スポーツレクリエーション等）を取り入れる。
- ・ 日中活動班あるいはユニットごと、または個別にボーリング、花見、喫茶、映画鑑賞など、本人の希望や身体状況に配慮した戸外レクリエーションの提供に努める。
- ・ 各ユニット内で創作活動やおやつ作り等、利用者が主体的に関わることができる趣味活動の場を積極的に提供する。
- ・ 地域の夏祭り、運動会、スポーツ大会などに積極的に参加し、地域住民と交流を深めるとともに社会性の向上を図る。
- ・ 施設内における文化祭、敬老祝賀会、成人式などの全体行事や全員の宿泊旅行、日帰り旅行等を行い、利用者全体の交流を図るとともに、社会性を身に付ける場とする。
- ・ 「利用者主体」の理念に則り、利用者自治会が主となって、毎季節に応じた余暇活動を企画・実施する。
- ・ ふるさと外出、保護者との交流事業（環境整備、保護者会等）などをとおして、できるかぎり家庭との結びつきを重視した支援に努める。

ク 入所希望者への情報提供と方法

- ・ 各行政機関等に利用状況や待機状況を定期的に報告し、情報提供に努める。
- ・ 施設の支援内容や施設の特色等について、機関誌や施設・法人・県のホームページを通して、地域の方等へ広く情報提供を行う。
- ・ 利用希望の問い合わせについて隨時説明を行うとともに、施設見学等を積極的に受け入れる。
- ・ 県下の障害者相談支援事業所や医療機関との連携を密にし、利用希望者の把握に努める。
- ・ 毎年、第三者評価を受審し、その評価結果を公表することで施設の情報提供に繋げる。
- ・ 第三者を交えた入所選考委員会により、透明性のある、より公平な入所の選考を実施する。

ケ 入所者等の苦情、要望・虐待事案等を解決するための措置

- ・ 利用者、保護者等の苦情や要望・虐待等に適切に対処するため、施設内に苦情解決検討委員会及び虐待防止委員会を設置し、苦情解決及び虐待防止第三者委員を委嘱し、受け付けた苦情や虐待事案等に対して、直ちに問題解決に取り組むとともに、その対応策については速やかに利用者をはじめ、提言者へ報告を行う。

なお、施設内で解決できない場合は、鳥取県厚生事業団苦情解決検討委員会及び虐待防止委員会で検討し解決する。

苦情及び虐待等の受付方法は主に次のとおり。

- ・ 施設運営についての意見、要望等は、毎月の利用者自治会や保護者会等の場で聞き取るとともに、年1回保護者・利用者アンケートを実施する。
 - ・ 每年第三者評価を受審することにより、外部からみた意見等も受け止める。
 - ・ 両施設に2か所づつ意見箱を常設し、利用者、保護者はもとより来園者全員を対象に意見等を受け付ける。
 - ・ 食事に関することは利用者参加の給食連絡会、旅行の行き先等に関することは自治会等を開催するなど、積極的に利用者参加型の会を設けるように心がける。
 - ・ その他、保護者の面会時に、職員との個別懇談を実施するなど、随時、要望等を聴取する。
 - ・ 業務振り返り、虐待防止チェックの実施
- 虐待については虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合については速やかに委員会を開催し、虐待の防止に努めていく。

コ 地域との交流方針

- ・ 地域の行事に積極的に参加し、地域住民とのふれあいや人権研修等への参加を通じ、障がいに対する理解や啓発を進めるとともに、利用者の社会参加を促進する。
なお、施設内行事を地域にも開放し、施設内交流を図ることにも努める。
- 具体的な内容（一例）は、次のとおり。

（ア）祭り

〔施設外〕

鹿野町夏祭りの共催（会場準備・片付け、模擬店の出店）、わったいな祭りでのイベントの企画・出店、勝谷地区納涼祭の参加 等

（イ）スポーツ

〔施設外〕

勝谷地区大運動会の共催、鳥取県知的障がい者施設親善球技大会への参加、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りへの参加、地元小学校及び中学校運動会への参加 等

（ウ）文化

〔施設内外〕

地元劇団「鳥の劇場」との演劇交流、演劇祭等への出演 等

〔施設外〕

鹿野町民との交流会

地元中学校文化祭への参加

鹿野町各地区への文化祭参加（作品出品等）

地元幼稚園等との音楽療法を通した音楽交流 等

〔施設内〕

文化祭の開催（一般開放）

県内大学、地元小学校等との文化交流会

陶芸家を招聘しての陶芸教室、書道・絵画造形の講師を招聘しての芸術教室

音楽講師を招聘しての音楽活動 等

サ 地域生活移行に向けた支援策

- ・ 自立支援や生活訓練、体験入居、体験実習等による段階的支援を行いながら、当法人が運営するグループホーム「いまいちホーム」（共同生活住居7か所）や就労支援事業所「すずかけ」をはじめとする様々な社会資源を利用することで地域移行を推進する。
- ・ 「重度の障がいがある人でも地域移行を」を目標に、25年度は自閉症の方（行動障がいのある者含む）を対象に男女各5名定員のケアホームを開所したところであるが、引き続き、地域の空き家等を探しながら、障がいの程度にかかるわらず地域生活移行の支援を行う。
なお、世話を人に対しては、法令遵守や障がいの専門性に関する研修会や学習会の参加の機会を設けて、対人援助者としての資質向上を図る。
- ・ 地元企業から部品組立作業を受託するなど、就労に向けた日中活動を提供することで、労働の喜びに繋げる。
- ・ 両施設が「いまいちホーム」のサポート施設として連携強化を図り、グループホーム入居者が安

心して生活できるよう必要な援助を実施するとともに、施設利用者にとっては、地域生活移行希望者の移行意欲の高揚に繋げる。

- 当法人は、両施設、いまいちホーム、すずかけ以外に障害者支援施設 6 施設、グループホーム事業所 4 か所（共同生活住居 3 5 か所）を運営するほか、相談事業として、障害者相談支援事業 3 か所、障害者就業・生活支援センター事業 2 か所、職場適応援助者支援事業 2 か所、地域生活定着支援事業 1 か所などを運営している。

これらの施設、事業所等と常日頃から、障がい者の地域移行に係る意見交換会や事例検討会などを繰り返すことで、地域移行に向けての情報収集や課題整理に繋げる。

(4) 県立施設としての役割に対する方針

ア 県下障害者支援施設の支援モデルとしての先導的な役割

【鹿野かちみ園】

①要介助高齢知的障がい者、病弱者支援のモデル施設として

(ア) 目的（基本的な支援方針）~~ADL:日常生活動作~~

・高齢化に伴う身体機能低下（ADL低下）、疾病（生活習慣病等）、脳的レベル低下（認知、思考、気力等の低下）が見られる要介助高齢知的障がい者（特に認知症状が進行した高齢知的障がい者）に対する理解を深め、少しでも長く住み慣れた環境の中で、より快適に暮らしていくよう、職員がその特性と支援の手法（高齢者向けアクティビティやワーク、回想法やタクティール等）などを理解・習得し、提供するとともに、介護技術の向上を図ることで、利用者がより健康で安全な園生活を送られるよう支援する。

※ タクティールとは、優しい接触を継続的に行い、肌の触れ合いを通して、不安を取り除いたり、コミュニケーション能力を向上させる効果などがあり、認知症ケアや、障がい者ケアに活用される療法

・ 要介助高齢者にとっては、主に「介護予防」と「生きがいづくり」が重点目標と捉え、鹿野かちみ園版「高齢知的障がい者用アセスメント表」を活用し、また「自立支援型アセスメントを併用しながら、障がい特性及び高齢化に伴う特性（認知症や加齢に伴う ADL の低下等）を加味して支援課題を明確化し、その人に相応し生活が送れるようプランニングし取り組んでいく。

(イ) 対象者

・ 高齢（50歳以上）あるいは病弱等により食事・排泄・入浴等のいずれかに全介助又は半介助を必要とする利用者及びその他高齢化により機能低下が進んでいると見られる利用者

(ウ) 支援内容

[健康管理の徹底]

・ 医療機関との連携のもと、年2回の定期健康診断、嘱託医（内科医、精神科医）による健康診断のほか、日々の健康や衛生面に配慮し、バイタルチェック、食事、入浴、排泄、整容等のチェックを行い、異常の早期発見に努める。

また、生活習慣病予防や機能（嚥下状態など）低下対応のため、個別の栄養管理を徹底すると共に、高齢者の疾病や加齢とともに起こる合併症及びそのリスクについて理解を深め支援に繋げる。

[介護予防・生活習慣病のための職員の介護知識及び技術の向上]

・ 高齢化に伴う身体機能低下防止や生活習慣病の予防を図るため、年に1～2回程度理学療法士に来園してもらい、拘縮予防、歩行機能維持、座位保持等などの研修を行うと共に、個々に適した福祉用具の選定や機械浴導入にあたって人選などの助言を受けつつ、入浴のあり方を検討していく。また、言語聴覚士による摂食嚥下等の研修を受け、個々に適した食スタイル（食事内容や介助方法・姿勢等）の助言とそれに基づく評価を年3～4回定期的に行う。

また、介護専門研修にも積極的に参加し、園内でもOJTを活用しながら全職員で機能維持・介護予防の意識を高め、実践へ繋げる。

[介護予防・感染症予防としての口腔ケアの実施]

・ 2か月に1回は歯科医師と複数の歯科衛生士に来園してもらい、全利用者を対象に口腔内

のチェックとそれに伴う歯磨き等の指導を実施。この指導のもと、指導内容を記録し、利用者個々の留意点を職員間で共有するとともに、それに沿った毎日の歯磨きの励行はもとより、毎週火曜日は口腔ケアの日と位置づけ、個々の口腔内の状況を把握したり、虫歯予防に繋げる。

また、体力の低下している高齢者にとって、口腔内の清潔は雑菌を体内に入れない感染症予防に、そして、口腔内マッサージ等による嚥下機能の維持向上は誤嚥性肺炎の予防等に繋がるため、より専門的な指導を受けながら入念なケアを行う。

[生きがいづくり・介護予防のための療法・活動]

- 音楽療法（ミュージックケア）を脳の活性化、心肺機能維持・強化、手指の運動、関節可動域の拡張、回想法としての心の安定など、個人毎に実施目的を明確化して介護予防・生きがいづくりに繋げる。

また、創作活動（ウマモナドづくり、絵画教室、陶芸教室、鳥の劇場協力のもとでの演劇活動等）などをとおして、生きがい・やりがいづくりに繋げる。

[楽しみづくりと心の安定を図る取り組み]

- ユニット単位で職員も固定配置し、なじみの関係を築きながら家庭的で本人の生活のリズムにあった生活を過ごしてもらうとともに、スヌーズレンを取り入れるなど心の安定を図るように努める。また、高齢化が進んだ利用者であっても、環境調整（物的・人的）を行い、社会参加できる機会を少しでも多く提供し、生きがい感や満足感に繋げる。

②その他の取り組みとして

[比較的若い利用者のための社会生活力を高める取り組み]

- 働く喜びや就労への意欲を高めるため、積極的に受託作業や実習を取り入れるとともに、「社会生活力プログラム」のなかのその人に必要なモジュール（学習単位）を活用しながら自己実現に向けての支援を行う。

[自閉症や精神的疾患のある利用者への専門的チームアプローチ]

- 自閉症や精神的疾患のある利用者に対し、医療（精神科医師・こころの健康出前講座（精神科看護師による研修）、心理（臨床心理士）、支援（専門的研修を受けた職員）の専門職の協力のもと、定期的にケア会議やケース検討会ならびに研修会を行いながらその人に相応しい統一支援体制を構築し、当該利用者の心の安定を図るとともに、T E A C C Hプログラムの手法を取り入れて構造化の推進あるいは構造化できた利用者のさらなるステップとしての般化等を検討する。

なお、心の安定を図るため、スヌーズレンなども積極的に活用する。

併せて臨床心理士には、職員が自閉症や精神的疾患のある利用者支援で抱えるストレス等に伴うメンタル面などもアドバイスを受け、職員へもキャリア（本人の役割）とメンタルの双方からトータル支援を行う。

[創作活動をとおして地域交流や地域貢献に繋がる取り組み]

- 創作活動（ウマモナド教室、陶芸教室、演劇活動等）をとおして鹿野町内のイベント等で地域との交流を図る。

また、鹿野町内のまちづくり団体から、ウマモナドを使用した町おこしを継続したいという要望もあり、ウマモナドの製作やウマモナドを使ったイベントに積極的に協力をしていく。

このことが、活動に携わる利用者のやりがいにも繋がると考える。

③将来的な取組みとして

- 認知症が進行した高齢知的障がい者に対する支援方法の確立を目指す。

【鹿野第二かちみ園】

①行動障がい者等支援のモデル施設として

(ア) 目的（基本的な支援方針）

- 重度の発達障がい（自閉症スペクトラム障がいを含む）等により自傷、他害（他者への暴力行為、器物の破損等）、強い拘り等の行動障がいがあるため、日常生活に支障をきたし、特別な支援が必要な利用者に、落ち着ける環境づくりや見通しが持てる手立てを提供し、応用行動分析及び構造化（環境調整、ユニバーサルデザイン）等、合理的配慮をすることで課

題となる行動の減少を図り、混乱が少ない穏やかな生活が送れるよう支援する。

- 特に自閉症によりコミュニケーションに障がいのある利用者の方に、絵・文字・写真・実物など、本人に伝わる手立てを用いてコミュニケーションを取り、信頼を築きながら安心した生活が送れるよう、生涯にわたった継続的な支援をする。

(1) 対象者

自閉症スペクトラム障がい、強度行動障がい及びコミュニケーション障がいのある利用者

(2) 支援内容

[強度行動障がい及び自閉症スペクトラム障がいの特性の理解と応用行動分析に基づく支援]

- 重度の発達障がい及び自閉症スペクトラムの特性を理解し、強度行動障がいを引き起こす要因を探り、その課題（問題）行動を継続・強化している根拠を探り、課題行動の前後の環境要因を変えることで行動の改善を図る。
- 少人数での生活環境の提供及び担当職員の固定化（ユニット毎）により刺激を減らし、信頼関係を深めながら相手に伝わる方法（絵・文字・写真・実物など）を用いて、コミュニケーションを図る。
- 支援困難者については、スーパーバイザーとの検討会を月2回開催しており、その検討会をとおして、職員の共通認識や支援の具体化及び統一支援を図る。
- 一部の利用者は、刺激の少ない調整された環境である、園外の廃園となった幼稚園を利用して日中活動を行っている。職住分離の観点からも、引き続き取り組んでいく。
- 班活動をとおして、買い物やドライブ、ボーリング外出等を実施し、楽しみながら社会性を養う機会を提供する。
- コミュニケーション障がいがある方には、実物や絵カード等を使用して意思疎通に努める。

[構造化を目指した支援]

- 行動障がい、自閉症スペクトラム障がいの方への支援では有効といわれている構造化の手法を取り入れ、見通しが持てる様にすることで、課題行動（問題）の出現を減らし、落ち着いた生活を提供する。

[時間の構造化]

- この時間は何をするのか、スケジュール表を使い時間、活動の見通しを示す事で、上から下（左から右）等の一定のルールを覚えていただく、また、タイマーなどを活用し、現在の活動がどのくらい続き、「終わり」はいつ来るのかといった「時間に対する見通し」を持つていただくことで不安や混乱を防ぐ支援をする。

[場所の構造化]

- どこの場所でワーク・休憩、ティータイムをするのか等、それぞれの場所を固定することで（一つの場所を共有すると混乱に繋がる）混乱を防ぐ。
障がい特性に応じた刺激の少ない環境の調整、場所の整理をし、活動しやすい環境を提供する。

[手順の構造化]

- 一つ一つの作業の進め方や複数の作業の「流れ」を、左から右に、上から下に統一し、分かりやすくすることで自立的な行動を目指す。道具の出し入れに色マッチングやシンボルマッチングを取り入れるなど、利用者の理解度に応じてわかりやすく示し、ワークシステムの理解に繋げる。

[般化を目指した支援]

- 構造化により落ち着いた生活が出来るようになった利用者に、誤学習に注意をしながら、ルーム担当以外の職員やユニット以外の利用者、更には活動場所を変えながら、個から集団への移行を徐々に進めていく。

②高齢化への対応

- 50歳以上の方が定員の約半数を占めているため、機能評価に基づいた取り組みを実施し、機能維持、拘縮予防に努める。また、口腔ケアを推進するなど健康維持を図り、生きがいや楽しみなどにつながる日中活動を提供する。

③その他の取り組み

[農園芸・環境整備の推進]

- ・ 身体を動かす楽しみ、農・園芸療法（物を育てることによって、身体的、精神的、社会的に良い状態を求めたり、損なわれた機能を回復すること）をとおし、自然とふれあう機会の提供をする。また、環境整備活動を通してのやり甲斐と、人に喜ばれることで自信に繋げる。

[アート活動の推進]

- ・ 月1回の書道・年6回の絵画・年2回の造形アート活動をとおし、個性豊かな作品を作成し、町内や市内の会場で作品展示をする。コンクール、コンテストに積極的に応募し、発表の場所を拡大すること、更には評価を受けることで具体的な実感を得て、自信へと繋げる。
- ・ 創作活動・芸術活動を推進し、地域交流等も含め、個々の得意分野の発表の機会を設ける。

[音楽療法（ミュージックケア）の推進]

- ・ 日課の中に音楽療法（ミュージックケア）を取り入れ活動する。音楽療法（ミュージックケア）をとおし、心身に快い刺激を与え、情緒の回復や安定を図り、運動感覚や身体的機能の改善を促し、心身と生活に好ましい変化を与え安定した気持ちで楽しく穏やかに過ごせるよう支援する。

[在宅等の行動障がいのある方の受入・バックアップ体制]

- ・ 在宅の行動障がいのある方等を日中活動及び短期入所等に受け入れ、構造化の手法を用いて見通しが持てる安心した生活ができるよう支援を提供し、相談に応じていく。
- ・ 地域生活移行マニュアルに則り、生活能力のアセスメントに基づいた個別支援計画を作り、発達障がい者支援に有効な（イメージが持てるような）生活訓練を行い、地域社会への参加を目指した支援を行う。

[人材育成]

- ・ ケース検討会を通した実践力の強化、研修での知識の獲得、実習時の生徒の指導、事例発表等を実施し、支援技術の向上に努める。
- ・ 臨床心理士を月1回招き研修会を開催し、精神障がいの特性、支援手法、また、職員のメンタルに関するアドバイス、コントロール法などを学ぶ。

④将来的な取組みとして

- ・ 行動障がいのある方の地域生活の定着を目指し、地域での生活を支える仕組みづくりを検討、構築する。
- ・ 強度行動障がい者の更なる入所受け入れを前提とした、職員の専門的支援技術向上とともに、環境整備の充実を図るための設備改修の具体的検討を行う。
- ・ 利用者のニーズや必要性に応じた創作活動の拡大を図る。

イ 在宅支援のための研究・指導事業の実施

- ・ 県立施設として、また、地域の障がい福祉の中核とともに、セーフティネットの一つとして、施設が存在することを強く認識し、施設機能の充実、施設の開放、様々な在宅福祉事業の提供等に努めることで、在宅障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう研究・取り組みを推進する。
- ・ 在宅障がい者の困難事例について、当事者の行動を分析した対症療法、介助方法等について研究を行い、専門機関の助言を参考にしながら、地域生活する上で、問題解決に向けた効果的な支援手法を行う。
- ・ 在宅障がい児、者の自立生活を目的とした就労体験や共同生活援助の体験事業を実施する。
- ・ 日中活動において、創作活動など、様々なメニューを提供するとともに、在宅障がい者の多様な本人ニーズに沿った活動メニューを随時検討、追加を行い日中活動支援の充実を図る。
- ・ 各市町村が実施する地域生活支援事業における「日中一時支援事業」等の積極的な受入を行い、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった障がい児・者の日帰りショートステイ等による支援を行う。
- ・ 地域コミュニティの核として、施設が存在し、貢献できるよう施設機能の解放に努め、「地域社会における共生」を目指し、高齢者と障がい者にとって暮らしやすい地域づくりのための取組みを推進するとともに、地域及び行政に積極的な提言を行っていく。

- ・近隣にある当法人のすずかけやグループホームを活用し、自立生活の維持・向上を目的とし、就労体験や体験入居を積極的に行う。

ウ 処遇技術向上のための研究・指導事業の実施

(1) 研修拠点機能としての取り組み

県内の福祉・医療等の関係職員を対象とした「要介助高齢知的障がい」、「強度行動障がい」の支援技術向上に資する研修を行う。

研修の実施においては、法人本部、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園と連係、共同で企画立案し、下記の研修を計画実施する。

①「要介助高齢知的障がい者支援研修」

県内の障がい者施設・高齢者施設等の職員、家族等を対象に「障がい及び高齢化の特性と起因する病状を理解した上での支援方法」、「要介助高齢知的障がい者のアセスメント」、「望ましいアクティビティやワーク」などをテーマに、事例検討会を含め、高齢知的障がい者の理解をより深める研修会を企画・実施する。

②「強度行動障がい者支援研修」

県内の障がい者施設や作業所等で自閉症・発達障がい者の支援に携わる職員や家族を対象に、障がい特性の理解や具体的な支援方法の習得や事例検討等の実践研修を企画・実施する。

研修の実施にあっては、鳥取県発達障がい者支援センター等との連携、協力に基づき、より効果的な研修方法を検討する。

③「音楽療法初級セミナー」

日本ミュージックケア協会からの協力依頼のもと、鳥取県内の施設職員、関係者等を対象とする音楽療法初級資格取得セミナー鳥取会場の開催に協力をし、県内の音楽療法の普及に努める。

(2) 要介助高齢知的障がい者、強度行動障がい者支援モデル施設としての技術の向上

①鹿野かちみ園における要介助知的障がい高齢者支援技術の向上

- ・高齢化に伴う疾病等とそれに伴うリスクを理解し、介護予防に関する知識と介護技術向上に資する研修会への参加と当法人内高齢者施設経験職員によるOJT研修の実施する。
- ・高齢者デイサービスセンター等で実施しているアクティビティ、癒しの療法等の導入検討のための視察を検討する。
- ・音楽療法指導者養成研修への職員派遣等を行う。

②鹿野第二かちみ園強度行動障がい者支援技術の向上

- ・強度行動障がいの支援技術向上に資するセミナー等へ参加をする。
- ・他県先進施設等への職員派遣等をとおして情報交換を行う。
- ・行動障がい支援に関する資格等の取得推進／

5 管理に係る経費の効率化

別添様式2「収支計画書」のとおり

6 組織及び職員の配置等安定した管理に必要な人員

(1) 管理運営の組織

別紙1「管理運営の組織」のとおり

(2) 職員の職種等

別紙2「職員の職種等」のとおり

(3) 日常の職員配置

別紙3「日常の職員配置」のとおり

[職員配置の考え方]

- ・施設管理者として、それぞれ施設長1名(常勤)を置く。

- ・直接支援に携わる職員(支援員、看護師等)については、国の定める職員の配置基準(最低基準)より倍以上の支援員を配置する。
- ・平日は各施設3ユニットに4名以上の支援員(早番1名、通常日勤1名、遅番2名)、土日・祝日は3ユニットに3名【計9名】の支援員を配置し、利用者の支援業務を行う。
なお、夜間の施設入所支援は施設毎に2~3ユニットに対して1名の夜勤職員【計3名】の支援員を配置する。
- ・事務員、管理栄養士及び調理員は、施設の管理業務や利用者の食事提供に必要な職員数を配置し、施設の円滑な運営を行う。
- ・夜間は夜勤職員のほか、施設の保安管理業務を行う警備員を常時1名(両施設で1名)配置する。

(4) 人材育成

- ・当法人の服務規律について、職員の採用時はもとより、毎年、全職員対象に研修会を行い、服務規律を含む就業規則等各種諸規程(個人情報保護規程、情報公開規程、セクシャルハラスメント防止要綱等)の周知徹底を図る。
又、県立の社会福祉施設に勤務する職員の相応しい姿として、「身だしなみの基準(服装、髪型、装飾品等)」を定め、接遇を含めて周知徹底し、利用者はもとより、来園者に対して不快感を与えないよう努める。
- ・他法人の模範となるべく、施設の管理・運営(施設の人員・設備及び運営の基準等)、利用者支援(障害者総合支援法、障害者虐待防止法(接遇含む)等)、会計・経理(社会福祉法人の会計基準等)等に関する法令に基づいた適正な運営が行われるよう、外部の法令研修に参加するほか、内部で定期的に研修会を行ったり、会議等の場を通じて意思統一を図るなど、常に職員に指導を行うことで、人材育成に繋げる。
- ・当法人制定の「職員研修実施要綱」に基づき施設の研修体系を構築するとともに、福祉サービスの質の向上を図るために、効果的で専門性の高い研修に積極的に受講させる。
又、施設内研修や当法人あるいは他団体主催の研修会において、積極的に講師で参加したり、事例発表を行うことで、職員の技量を上げる。

さらに、施設内において、介護技術の向上などについて介護施設経験職員などが講師となり、○J Tを繰り返すことで、介護・支援技術を向上させる。

- ・新たな支援のあり方について、自由な発想で議論し、施設長に企画、提案するボトムアップ方式の部会(「要介助高齢部会」、「行動障がい部会」等)を設け、職員の業務に取り組む姿勢を高める。
- ・利用者により質の高いサービスを提供するため、介護福祉士の受講準備講習会の実施、知識・技術のアドバイス、勤務の配慮、服務に専念する義務の免除など、職務に必要な資格が取得しやすいような配慮を行う。
- ・年度当初に職員個々人が、自身の施設での置かれている立場や委員会での役割等を考慮しながら、一年間取り組む研修課題及びテーマを設定し、施設どすり合わせの上、課題等に即した研修を受講することにより、研修結果を実際の業務に活かすことができるよう努めるとともに、反省点や継続事項を次年度の計画に反映することにより、職員の資質向上に繋げる。

7 その他の計画等

- (1) 環境に対する配慮
 - ・鳥取県版環境管理システム(T E A S)の認定更新により、施設内の環境に対する意識を高めるとともに、経費節減に努める。
- (2) 効率的・安定的な施設運営
 - ・毎月の経営分析により経営状態を把握する。
 - ・利用者の健康で安全な生活のために感染症予防対策と事故防止対策(リスクマネジメント)を徹底することが、結果的に稼働率を上げることになり、安定的な経営を可能とする。
- (3) 働きやすい職場環境づくり
 - ・男女共同参画推進企業の法人認定及び輝く女性活躍パワーアップ企業への登録により、引き続き男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。

(4) 地域貢献に繋がる取り組み

- ・ 県立施設として、又、鳥取市鹿野町に障がい者に関する社会資源は当法人が運営する両施設と事業所のみであることから、鹿野町が取り組む各分野について、可能な限り協力をし、鹿野町の活性化の一端を担う。

具体的取り組み内容は以下のとおり

ア 福祉の町づくりへの協力

- ・ 在宅障がい者や場合によっては町民にとってのセーフティネットとしての協力
- ・ 鹿野地域人権教育推進協議会において、評議員等として参画
- ・ 障がい者福祉や人権問題等に関する町の研修会等への講師派遣
- ・ 地域の団体（幼稚園等）や地域の教室等での音楽療法の指導 等

イ 町の環境美化等への協力

- ・ 勝谷元気づくりの会の構成員としての活動参加
勝谷街道のコスモス街道化をはじめとする環境美化を主体的に実施
- ・ 施設で栽培した花の近所へのプレゼント
- ・ 町内のゴミ拾い、温泉の足湯の清掃 等

ウ 町おこしへの協力

- ・ 勝谷地区公民館運営委員会において、運営委員として参画
- ・ ウマモナドをつかった町おこし
町内のまちづくり団体（主にイベント等による鹿野町のPRや県外から鹿野町への定住等について取り組む団体）から依頼を受けてウマモナドを使った町の活性化に協力又、町内の店舗の看板などにウマモナドのデザインの使用を許諾

平成28年度 委託業務に関する収支計画書

団体の名称 (鳥取県厚生事業団)
 施設の名称 (鳥取県立鹿野かちみ園)

(単位:千円)

		内 訳					金額
収入項目	支援費収入	(生活介護) 定員70名 現員80名 稼働率107.3%					
	区分2	5名	単位	429	人員配置体制加算(III)	(2.5:1)80名	単位 32
	区分3	27名	単位	476	福祉専門職加算(II)	80名	単位 10
	区分4	28名	単位	530	食事提供加算	9名	単位 30
	区分5	14名	単位	754	処遇改善加算	80名	所定単位×28 / 1000
	区分6	6名	単位	1,008			
	(施設入所支援) 定員70名 現員72名 稼働率101.2%						
	区分2	4名	単位	127	夜勤職員配置加算	72名	単位 35
	区分3	22名	単位	156	栄養マネジメント加算	72名	単位 10
	区分4	28名	単位	191	重度障害者支援加算	72名	単位 7
	区分5	13名	単位	238	療養食加算	9名	単位 23
	区分6	6名	単位	285			
利用料収入 203,848,000円 支援費×稼働率							203,848
特別給付費(補足給付) 14,047,000円							14,047
特定費用収入 32,154,000円							32,154
利用料負担金、食費、水道光熱費							
その他収入	短期入所収入 4,036,000円						5,436
	利用定員2名						4,036
	利用料収入 3,567,000円						
	特定費用収入 469,000円						
	その他の障害福祉サービス等事業収入(補助金、預り金管理料、温泉料)					716,000円	716
	寄付金収入 200,000円						200
	その他の収入(雑収入他) 304,000円						304
	受取利息配当金収入 4,000円						4
その他の事業収入(生産活動事業収入) 176,000円							176
収入合計(A)							255,485

(単位：千円)

		内 訳	金 額
人件費支出	職員給料 (園長、事務2、支援員32、看護師2、管理栄養士、調理2 計40人)	117,666,000円	187,123
	職員賞与	27,789,000円	
	非常勤職員給 (警備員、嘱託医3、パート職員7 計11人)	11,796,000円	
	退職共済掛金	2,712,000円	
	法定福利費	27,160,000円	
		計 187,123,000円	
事業費	給食費	23,050,000円	49,831
	介護用品費	1,151,000円	
	保健衛生費	1,133,000円	
	被服費	100,000円	
	教養娯楽費	1,223,000円	
	日用品費	1,112,000円	
	水道光熱費	11,277,000円	
	燃料費	5,666,000円	
	消耗器具備品費	1,322,000円	
	保険料	177,000円	
	賃借料	1,461,000円	
	教育指導費	1,016,000円	
	車両費	967,000円	
	生産活動事業費	176,000円	
		計 49,831,000円	
事務費支出	福利厚生費	482,000円	10,872
	職員被服費	91,000円	
	旅費交通費	159,000円	
	研修研究費	907,000円	
	事務用消耗品費	350,000円	
	印刷製本費	207,000円	
	修繕費	998,000円	
	通信運搬費	471,000円	
	会議費	25,000円	
	広報費	63,000円	
	業務委託費	3,944,000円	
	手数料	659,000円	
	土地建物賃借料	318,000円	
	租税公課	111,000円	
	保守料	1,199,000円	
	諸会費	211,000円	
	雜支出	677,000円	
		計 10,872,000円	
その他の支出	利用者等外給食費支出	69,000円	69
支払利息支出	リース資産利息	56,000円	56
固定資産取得	器具及び備品取得支出	0円	0
ファクス・リース債務の返済支出	システム等リース	506,000円	506
支出合計(B)			248,457
差額(A) - (B)			7,028

平成28年度 委託業務に関する収支計画書

団体の名称 (鳥取県厚生事業団)
施設の名称 (鳥取県立鹿野第二かちみ園)

(単位:千円)

		内 訳					金額
収入項目	支援費収入	(生活介護) 定員70名 現員81名 稼働率102.29%					314,765
	区分2	1名	単位	429	人員配置体制加算(II)	(2:1)79名	単位 121
	区分3	4名	単位	476	福祉専門職加算(I)	81名	単位 15
	区分4	14名	単位	530	食事提供加算	9名	単位 30
	区分5	33名	単位	754	送迎加算(II)	7名	単位 13
	区分6	29名	単位	1,008	常勤看護職員等配置加算	81名	単位 8
	待遇改善加算 81名 所定単位×28 / 1000						
	(生活訓練) 定員 6名 現員 1名 稼働率 16.67%						
	基本サービス費	単位	591	福祉専門職加算(I)	1名	単位 15	
	待遇改善加算 1名 所定単位×28 / 1000						
	(施設入所支援)		定員 70名	現員 73名	稼働率 98.67%		
	区分2	1名	単位	127	夜勤職員配置加算	73名	単位 35
	区分3	4名	単位	156	栄養マネジメント加算	73名	単位 12
	区分4	12名	単位	191	重度障害者支援加算(II)	173名	単位 7
	区分5	29名	単位	238	療養食加算	2名	単位 23
	区分6	27名	単位	285			
	利用料収入 270,346,000円 支援費×稼働率						270,346
	特別給付費(補足給付) 8,595,000円						8,595
	利用者負担金収入 35,824,000円						35,824
	その他の収入						6,123
	短期入所収入 1,731,000円						1,731
	利用定員3名						
	利用料収入 1,481,000円						
	利用者負担金収入 250,000円						
	利用料負担金、食費、水道光熱費						
	日中一時支援収入 124,000円						124
	その他の障害福祉サービス等事業収入(補助金、預り金管理料、温泉料) 3,751,000円						3,751
	寄付金収入 100,000円						100
	雑 収 入 257,000円						257
	受取利息配当金収入 16,000円						16
	その他の事業収入(生産活動事業収入) 144,000円						144
収入合計(A)							320,888

(単位：千円)

		内 訳	金額
人 件 費 支 出	職 員 給 料 （園長1、事務1、支援員39、看護師1、管理栄養士1、調理2 計45人）	123,560,000円	195,671
	職 員 賞 与	27,926,000円	
	非 常 勤 職 員 給 （警備員1、嘱託医3、パート職員10、看護補助1 計15人）	14,702,000円	
	退 職 給 付 支 出	3,712,000円	
	法 定 福 利 費	25,771,000円	
		計 195,671,000円	
事 業 費	給 食 費	21,197,000円	47,403
	介 護 用 品 費	540,000円	
	保 健 衛 生 費	1,237,000円	
	被 服 費	100,000円	
	教 養 娃 奉 費	1,317,000円	
	日 用 品 費	1,227,000円	
	水 道 光 熱 費	11,563,000円	
	燃 料 費	5,517,000円	
	消 耗 器 具 備 品 費	1,578,000円	
	保 険 料	148,000円	
	賃 借 料	1,480,000円	
	教 育 指 導 費	749,000円	
	車 両 費	750,000円	
		計 47,403,000円	
事 務 費 支 出	福 利 厚 生 費	510,000円	10,193
	職 員 被 服 費	100,000円	
	旅 費 交 通 費	319,000円	
	研 修 研 究 費	793,000円	
	事 務 用 消 耗 品 費	349,000円	
	印 刷 製 本 費	192,000円	
	修 繕 費	1,050,000円	
	通 信 運 搬 費	404,000円	
	会 議 費	20,000円	
	広 報 費	65,000円	
	業 務 委 託 費	3,360,000円	
	手 数 料	633,000円	
	土 地 建 物 貸 借 料	318,000円	
	租 稅 公 課	73,000円	
	保 守 料	1,118,000円	
	諸 会 費	173,000円	
	雜 支 出	716,000円	
		計 10,193,000円	
そ の 他 の 支 出	利 用 者 等 外 給 食 費 支 出	117,000円	117
支 払 利 息 支 出	リース資産利息	47,000円	47
固 定 資 産 取 得	器 具 及 び 備 品 取 得 支 出		
フ ァイ ンス・リース債務の返済支 出	シ ス テ ム 等 リース	426,000円	426
支 出 合 計 (B)			253,857
差 領 (A) - (B)			67,031

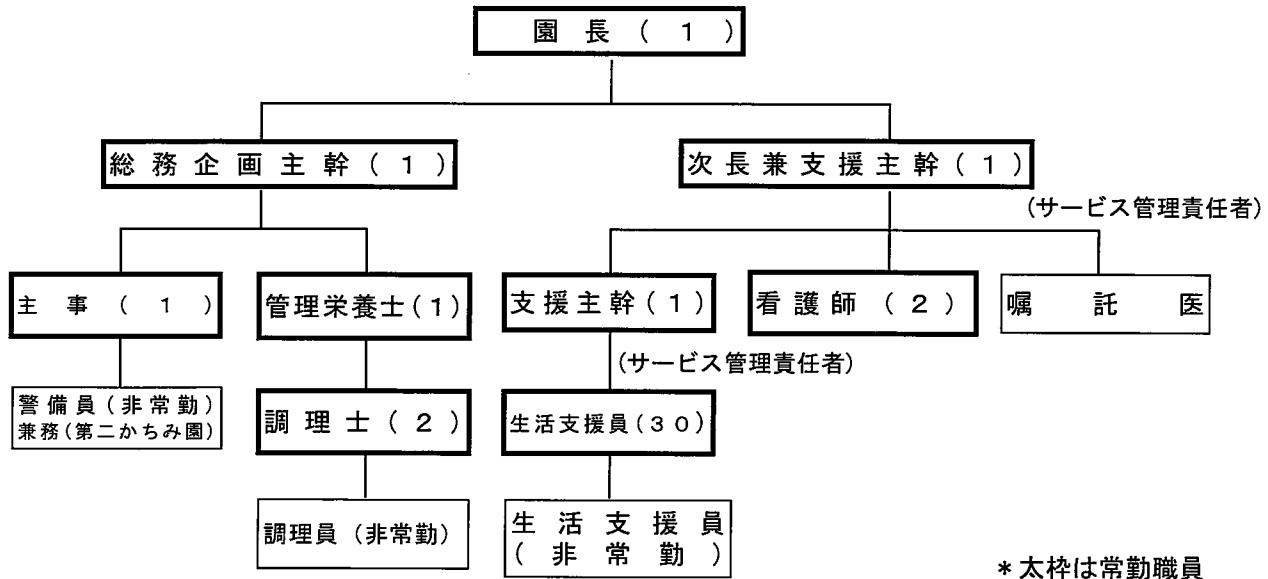
(別紙1) 「管理運営の組織」 (事業計画6-(1))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

平成28年度職員配置

(1) 常勤(本務)職員 40名

(2) 非常勤職員(11名程度配置予定) 嘴託医、警備員、支援パート、調理パート等

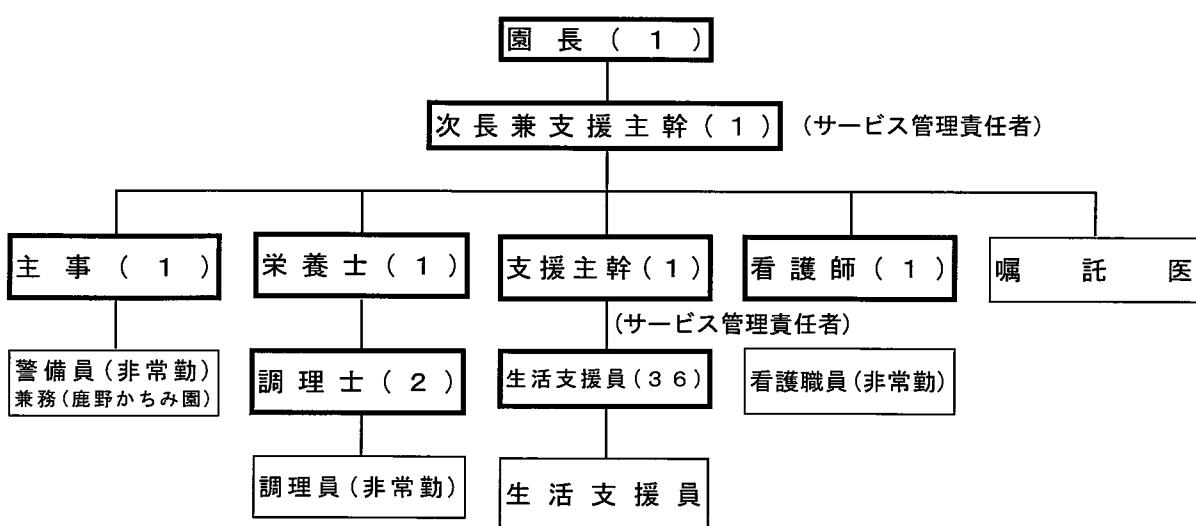


【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

平成28年度職員配置

(1) 常勤(本務)職員 44名

(2) 非常勤職員(15名程度配置予定) 嘴託医、警備員、支援パート、調理パート等



(別紙2) 「職員の職種」 (事業計画6-(2))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

職種(職名)	雇用関係	担当する業務
施設長(園長)	常勤職員	施設運営統括、管理
支援員(次長兼支援主幹)	常勤職員	施設長補佐、支援部門総括
事務員(総務企画主幹)	常勤職員	施設長補佐、事務部門総括
事務員(主事)	常勤職員	施設総務、施設管理事務
支援員(支援主幹)	常勤職員	支援部門統括、利用者支援
支援員(支援員)	常勤職員	利用者支援
支援員(介助員)	常勤職員	利用者支援
看護職員	常勤職員	利用者看護
栄養士	常勤職員	利用者栄養管理、給食部門統括
調理士	常勤職員	給食調理
調理員(調理員)	常勤職員	給食調理
警備員	非常勤職員	夜間施設内警備
嘱託医	非常勤職員(嘱託)	利用者医療、健康管理
計	本務51名	他、支援パート等

【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

職種(職名)	雇用関係	担当する業務
施設長(園長)	常勤職員	施設運営統括、管理
支援員(次長兼支援主幹)	常勤職員	施設長補佐、支援部門総括
事務員(主事)	常勤職員	事務部門総括、施設総務、施設管理事務
支援員(支援主幹)	常勤職員	支援部門統括、利用者支援
支援員(支援員)	常勤職員	利用者支援
支援員(介助員)	常勤職員	利用者支援
看護職員	常勤職員	利用者看護
栄養士	常勤職員	利用者栄養管理、給食部門統括
調理士	常勤職員	給食調理
警備員	非常勤職員	夜間施設内警備
嘱託医	非常勤職員(嘱託)	利用者医療、健康管理
計	本務59名	他、支援パート等

(別紙3) 「日常の職員配置」 (事業計画6—(3))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

配置場所	職員配置の時間帯	職名			
事務支援室	8:30 ~ 17:15	園長	総務企画主幹	主事	管理栄養士
支援室 (各ユニット及び活動班)	早番 7:00 ~ 15:45	支援主幹	支援員	介助員	
	通常 8:45 ~ 17:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅1 9:45 ~ 18:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅2 11:45 ~ 20:30	支援主幹	支援員	介助員	
	夜勤 17:00 ~ 10:00	支援主幹	支援員	介助員	
	7:15 ~ 8:45 (朝食パート)				
	7:30 ~ 14:45 (洗濯パート)				
医務室	8:45 ~ 17:30	看護師			
厨房 (鹿野第二かちみ園合同)	早番 5:45 ~ 14:30	調理士	調理員		
	通常 8:20 ~ 17:05	調理士	調理員	(調理パート)	
	遅番 10:05 ~ 18:50	調理士	調理員	(調理パート)	
	5:45 ~ 8:45 (調理パート)				
	9:15 ~ 13:15 (調理パート)				
	9:30 ~ 11:30 (調理パート)				
	14:50 ~ 18:50 (調理パート)				
警備員室	17:15 ~ 8:30	警備員			

【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

配置場所	職員配置の時間帯	職名			
事務支援室	8:30 ~ 17:15	園長	主事	栄養士	
支援室 (各ユニット及び活動班)	早番 7:00 ~ 15:45	支援主幹	支援員	介助員	
	通常 8:45 ~ 17:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅1 9:45 ~ 18:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅2 11:45 ~ 20:30	支援主幹	支援員	介助員	
	夜勤 17:00 ~ 10:00	支援主幹	支援員	介助員	
	7:15 ~ 8:45 (朝食パート)				
	7:30 ~ 14:45 (洗濯パート)				
医務室	8:45 ~ 17:30	准看護師			
厨房 (鹿野かちみ園合同)	早番 5:45 ~ 14:30	調理士	調理員		
	通常 8:20 ~ 17:05	調理士	調理員	(調理パート)	
	遅番 10:05 ~ 18:50	調理士	調理員	(調理パート)	
	5:45 ~ 8:45 (調理パート)				
	9:15 ~ 13:15 (調理パート)				
	9:30 ~ 11:30 (調理パート)				
	14:50 ~ 18:50 (調理パート)				
警備員室	17:15 ~ 8:30	警備員			